

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の 継続について（お知らせ）

令和4年3月30日
広島県農林水産局

「復興歩掛」及び「復興係数」については、広島県農林水産局が発注する災害関連工事に適用しておりますが、現在の不調・不落の発生状況等を踏まえて、令和4年度についても継続して適用することとしましたのでお知らせします。

なお、対象地域について変更があります。

1 対象工事

農林水産局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

- (1) 西部農林水産事務所管内の安佐北区、安芸区、安芸郡、安芸高田市及び北広島町
- (2) 西部農林水産事務所呉農林事業所管内の呉市
- (3) 西部農林水産事務所東広島農林事業所管内の東広島市及び竹原市

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

ア 「土地改良工事積算基準」適用工事

○ 機械土工

掘削、積込(ルーズ)、バックホウ掘削（超ロングアーム仕様）

○ 土の敷均し締固め工

路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、振動ローラ締固め

イ 「治山林道必携」適用工事

○ 機械土工（土砂）

掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)、バックホウ掘削積込、バックホウ掘削積込（山地治山土工）、コンクリート殻処分

○ 盛土

路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、敷均し・締固め、ブルドーザー敷均し（狭幅）、振動ローラ締固め（狭幅）

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

「土地改良工事積算基準」及び「治山林道必携」により、各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

○ 共通仮設費率：1.1

○ 現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和4年4月1日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途お知らせする日まで適用します。

6 その他

令和3年3月26日付けでお知らせしている「災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について」は、令和4年3月31日までに指名・公告・随意契約する工事に適用します。